

## 最上町消防団協力事業所表示制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図るため、最上町消防団に積極的に協力している事業所その他の団体を消防団協力事業所として認定し、消防団協力事業所表示証を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所・・・事業所その他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所・・・消防団の活動に協力しているものとして町長が認定する事業所等をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証・・・消防団協力事業所に対し、消防団の活動に協力している証として交付する表示証をいう。

(消防団協力事業所の認定)

第3条 町長は、第5条第1項又は第4項の規定による申請又は推薦に基づき、事業所等が消防団協力事業所認定基準のいずれかに該当すると認めるときは、消防団協力事業所の認定を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、消防関係法令に違反していると認められる事業所等については、消防団協力事業所として認定しないものとする。

(認定基準)

第4条 前条第1項の消防団協力事業所の認定基準は次のとおりとする。

- (1) その従業員のうち、2名以上の者が3年以上消防団に入団している事業所等
- (2) 従業員の就業時間中における消防団の活動について、積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等において、資機材等の提供その他消防団の活動に協力をしている事業所等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防団の活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、町長が特に優良と認める事業所等

(認定に係る申請及び推薦)

第5条 消防団協力事業所の認定を受けようとする事業所等(以下「申請事業所等」という。)は、次に掲げる申請書(様式第1号)に関係書類を添付して町長に申請するものとする。

- (1) 前条各号に規定する協力の内容等が具体的にわかる資料等
- (2) その他町長が必要と認める資料等

- 2 前項の申請書は、正副2部提出しなければならない。

- 3 町長は、前2項の規定により申請書の提出があったときは、その記載事項等を確認したうえで、受付印を押印した副本を申請事業所等に返戻するものとする。

- 4 消防団長は、前条の基準を満たしていると思われる事業所等を、当該事業所等の同意を得て、最上町消防団協力事業所認定推薦書(様式第2号)により町長に対して推薦することができる。

- 5 町長は、前項の規定による推薦があったときは、当該推薦された事業所等に対して消防団協力事業所の認定を受けることについての意思の確認を行うものとする。

(認定表示証の交付)

第6条 町長は、第3条第1項の規定により消防団協力事業所の認定を行ったときは、当該消防団協力事業所に対して消防団協力事業所表示証(様式第3号規格)を交付するものとする。

2 消防団協力事業所等が他の市町村にあるときは、当該他の市町村長(様式第5号)と協議のうえ、連名で消防団協力事業所表示証を交付することができる。

3 前項の規定による協議に係る手続き等については、別に定める。

(認定事業所表示証の表示)

第7条 消防団協力事業所は、前条第1項の規定により交付を受けた消防団協力事業所表示証を見やすい場所に表示するものとする。

2 消防団協力事業所は、前項の規定による表示のほか、必要に応じ、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告において、前条第1項の規定により交付を受けた消防団協力事業所表示証の寸法を拡大又は縮小して作成したものを表示することができる。

(認定の有効期限等)

第8条 消防団協力事業所の認定の有効期限は、第3条第1項の規定による認定の日から起算して2年を経過する日(第9条の規定により認定の取り消しがあったときは、その取り消しの日。以下「満了日」という。)

2 満了日が到来した場合において、その効力を失った消防団協力事業所表示証(前条第2項の規定により表示した者を含む)は、表示することができない。

3 町長は、満了日前に消防団協力事業所の認定の更新について当該消防団協力事業所又はこれを推薦した者(以下「推薦者」という。)と協議し、当該消防団協力事業所又は推薦者に当該認定又は推薦の意思があるときは、当該認定を更新することができる。

4 第5条(第5項を除く。)の規定は、前項の規定による消防団協力事業所の認定の更新について準用する。

(認定の取り消し)

第9条 町長は、消防団協力事業所が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、認定を取り消すことができる。

(1) 事業を廃止し、又は休業したとき。

(2) 第4条に規定する認定基準を満たさないこととなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により消防団協力事業所の認定を受けたとき。

(4) 前3号のほか、認定事業所として適当でないと町長が認めたとき。

2 町長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その理由を付して当該認定を取り消した事業所等に対し(様式第4号)によりその旨通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた事業所等は、速やかに認定表示証を町長に返還しなければならない。

(認定事業所の公表)

第10条 町長は、消防団協力事業所の名称、消防団に対する協力の内容その他の事項を、町が発行する広報誌等への掲載その他の方法により公表するものとする。

(交付整理簿の備付け)

第 11 条 町長は、最上町消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第 6 号)を備え、消防団協力事業所表示証の交付に関する事項を記録するものとする。

2 前項の交付整理簿の保存期間は、永年とする。

(感謝状の贈呈)

第 12 条 町長は、消防団協力事業所に対して感謝状を贈呈することができる。

(掌握)

第 13 条 消防団協力事業所の認定等に関する業務は、消防主管課担当係において掌握するものとする。

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。